

小浜線通勤 始めてみませんか

嶺南6市町と県では、JR小浜線の利用促進の一環として、新たに小浜線通勤を始めた方に支給する通勤手当の一部を助成するキャンペーンを実施します

助成率：通勤手当の1／2

対象者：新たに小浜線を利用して通勤する従業員を雇用する事業者

令和7年12月末日を基準とし、令和8年12月末日時点における、小浜線で新たに通勤する従業員に支給する通勤手当が助成対象となります

すでに小浜線を利用して通勤している方は対象となりません
制度の詳細は、別添のとおりです。

新たに小浜線通勤を始めた方は
プレゼントキャンペーンに応募できます

本キャンペーンを利用して新たに小浜線通勤を始めた方に
抽選で豪華特産品をプレゼントします。



※画像はイメージです

問い合わせ先（事業所のある市町にお問合せください）

敦賀市	小浜市	美浜町	高浜町	おおい町	若狭町
交通政策課	新幹線・交通政策課	まちづくり推進課	総合政策課	まちづくり課	観光まちづくり課
0770-22-8232	0770-64-6067	0770-32-6701	0770-72-7711	0770-77-4051	0770-45-9112

通勤定期助成事業の概要

◆通勤定期利用助成について

【対象者】

嶺南地域に事業所等を設置している事業者

【申請先】

事業所等の住所がある市町

【交付要件】

令和7年度12月末時点と交付申請年度の12月末時点と比較して、小浜線区間を定期券利用で通勤する従業員が増加していること

【対象経費】

- ・ 令和7年度12月末を基準とし、交付申請年度の12月末時点において新たに小浜線区間を定期券利用で通勤する従業員に対し支給する定期券分の通勤手当
- ・ 対象定期券が小浜線の区間を超える場合は、小浜線以外の区間を除外した区間の定期券とみなす（小浜線区間：敦賀駅～東舞鶴駅）
- ・ 通勤手当は交付申請年度の4月から3月分までを対象（申請日以降の見込みを含む）
- ・ 支払った通勤手当と小浜線区間の定期券の金額とどちらか低い方の額を助成対象

【助成額】

対象経費の額に2分の1を乗じて得た額

【助成期間】

令和8年度～10年度までの間で一事業所あたり最長3年間（2年目以降は令和7年度12月末時点と交付申請年度の12月末時点と比較して、小浜線区間を定期券利用で通勤する従業員が増加した状態を維持していれば、申請可能）

【審査書類】

- ・ 申請書
- ・ 基準日時点と交付申請時点それぞれの通勤手当支給を確認できる書類の写し（賃金台帳など）
- ・ 定期券の写し

【申請期間】

令和9年1月～2月中旬まで

【今後のスケジュールについて】

令和9年1月～	交付申請書兼請求書の受付開始
2月～3月	交付決定・支払
4月以降	実績報告（交付決定後に対象者が退職等により通勤手当の支給がなく過払いとなる場合）・返納依頼

◆通勤対象者キャンペーン

【対象者】

事業者から申請のあった対象定期券購入者

【抽選内容】

抽選で60名の方に嶺南地域の特産品1万円相当をプレゼント

【実施時期】

令和9年2月下旬～3月上旬

【申請フロー】

